(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 5 月 27 日

宮崎県知事 殿

## 提出者

住 所 延岡市新小路2-1-10

氏 名 宮崎県立延岡病院長 山口 哲朗 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0982-32-6181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宮崎県立延岡病院
事業場の所在地	延岡市新小路 2 - 1 - 10
計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

当 i	<b>談</b> 事	莱場	けにお	3117	、現に	こ行って	いる事業に関する事項
	1	事	業	の	種	類	医療業
	2	事	業	の	規	模	稼働病床数 388床(許可病床数 410床)
	3	従	業		員	数	788人
	4				業廃勇		以下、アからウの工程で処理を行っている。 ア 収集運搬業務(中間処分先までの収集運搬を委託により実施) イ 中間処分業務(搬入後、焼却処分を委託により実施) ウ 最終処分業務(中間処分後の焼却灰を、中間処分業者からの 委託により最終処分業者が管理型処分場へ埋立処分)

(日本工業規格 A列4番)

特別	川管理産業廃棄物の処	ユ理に係るタ	管理体制	に関する	る事項			
	(管理体制図)							
	別添のとおり							
/性·日	     管理産業廃棄物の排	上山の抗性川	ァ朗・ナス	<b>車</b> 佰				
付力		T			工			
		【前年度	. , ,	Ĭ	手度)実績 <b>】</b>		p-los \	
		特別管理産	業廃棄物	の種類	感染性廃棄物	7)		
		排	出	量	99.840	t	1. 119	t
	①現状		でに実施			•		
		全職員	への分別	処理に	関する意識付け・	指導を	行った。	
		【目標】						
		特別管理産	業廃棄物	の種類	感染性廃棄物	, D	廃液	
		排	出	量	95.000	t	1. 000	t
		, , ,	施する予		, and the second	•		
	②計画				こ関する指導(医師 署巡回視察)によ		護師を含む全職種) 監査(月1)実施	
		• 医療廃	棄物(感染	と性・非	感染性)の分別表り(壁等)における	示の明	確化(処理容器及	
		• 排出量(	の可視化				職員の意識付け及	
		│ び指導の │ 今後、『		対策の領	敵底を図る一方で	、感染	性廃棄物の排出量	抑制
			方策につ				の実践が可能なもの	
胜日	     管理産業廃棄物の分							
付力	可目 垤 座 来 焼 来 物 少 次 	1		別管理別		及び分		
	①現状	・注射針	等の体質	通性(鋭	利性)のものにつ		、針捨BOXで収納	
	<b>少先</b> 仏				器)の中に処分 の(ガーゼ等)につ	いては	二重袋の中に処分	
							<u> </u>	<b>拉知</b> )
							及い分別に関する5 ついて引き続き取	
	②計画		くことと		•			

自	っ行う特別管理産業層	<b>経棄物の再生利用に関する</b> 事	耳	
		【前年度( 5年	F度)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	①現状	(これまでに実施した取組 該当なし	E)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取組 該当なし	E)	
自译	┗ o行う特別管理産業層	▲ 経棄物の中間処理に関する¶	 事項	
		【前年度( 5年度)	_	1
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液
		自 ら 熱 回 収 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取組 該当なし	且)	
		M = 1/2 C		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液
		自 ら 熱 回 収 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取組	 且)	
		該当なし		
	I	-		

自身	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
		【前年度( 5年	度)実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液			
		自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
	①現状 	(これまでに実施した取組 該当なし					
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液			
		自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
	②計画	(今後実施する予定の取組 該当なし	)				
特別	川管理産業廃棄物の処	L理の委託に関する事項 					
		【前年度( 5年	度)実績】				
		【前年度 5 年 特別管理産業廃棄物の種類	度)実績 <b>】</b> 感染性廃棄物	廃液			
				廃液 1.119 t			
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
		特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への	感染性廃棄物 99.840 t	1.119 t			
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への処 理 委 託 量 再生利用業 者へ 量 取定熱回収業者へ 量 認定熱回収業者への処理 委 託 量	感染性廃棄物 99.840 t t	1.119 t			
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への処 理 委 託 量 再生利用業者への処 理 委 託 量 認定熱回収業者への	<ul><li>感染性廃棄物</li><li>99.840 t</li><li>t</li></ul>	1.119 t			
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への 処 理 委 託 者 不量 再生利用委 者託 の 型 要 業 者 系 重 型 収 要	<ul><li>感染性廃棄物</li><li>99.840 t</li><li>t</li><li>t</li><li>t</li><li>t</li></ul>	1.119 t t			
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者 の の 型 要 託 電 事生利用委 者託 の 量 認定熱 回収 業 者 託 の 型 で 製 回収 業 者 氏 の 型 で 表 当 記 定 熱 回収 業 者 よ い 量 認 定 熱 回収 業 者 よ い の の 処 理 委 託 し た 取 組 (これ ま で に 実 施 し た 取 組	<ul><li>感染性廃棄物</li><li>99.840 t</li><li>t</li><li>t</li><li>t</li><li>t</li></ul>	1.119 t t			
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者 の の 型 要 託 電 事生利用委 者託 の 量 認定熱 回収 業 者 託 の 型 で 製 回収 業 者 氏 の 型 で 表 当 記 定 熱 回収 業 者 よ い 量 認 定 熱 回収 業 者 よ い の の 処 理 委 託 し た 取 組 (これ ま で に 実 施 し た 取 組	<ul><li>感染性廃棄物</li><li>99.840 t</li><li>t</li><li>t</li><li>t</li><li>t</li></ul>	1.119 t t			

(第5面)

		5 面)	
	【目標】 特別管理産業廃棄物の種類	   感染性廃棄物	廃液
	全処理委託量	.23,10,23,23,10,11	1.000 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処理 委託 量		t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	ら、委託の可否を判断す 出量の削減に努めること	を託に関する費用対効! ることとしたい。当面に とする。	<b>₹等を十分に見極めなが</b> は96.0 t を下回るよう排
	【前年度(     5       特別管理産業       排出	年度) 実績】     英 廃 棄 物     量	100. 959 t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	(ポリ塩化ビフェニル廃業 (今後実施する予定の取 すでに加入済み。	葉物を除く。)	
※事務処理欄			

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入する こと。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管 理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、 目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業 廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入するこ と。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

